

国立大学法人大阪大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文)大学の基本的な目標 懐徳堂と適塾の学風を継承し、自由闊達で批判的な精神をもって真理と合理性を追究することにより、大阪大学を知の創造の場として世界第一流の大学とすることを目標とする。</p> <p>創学以来の「研究第一主義」をモットーとし、第一線の研究成果と実証精神をもって教育を行う。学問と研究を前にしては、優れたものを進んで認め、分野間の障壁をなくし、教員と学生の立場を越えて、対話と討論を重ね、より一層の高みを目指す。</p> <p>得られた教育研究の成果を世界的基準によって判断し、社会にその価値を問い、利用に供する。大学を社会に開き地域に貢献するとともに、自由と人権を尊重し、国際的学術交流を通じて世界の国々に貢献する。</p> <p>このようにして、教育・研究・社会貢献を通して国民と社会の信託に応えることにより、大阪大学の「地域に生き 世界に伸びる」という理念を実現する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 教育・研究・社会貢献の理念を着実に実現するために、別表のとおり教育研究上の基本組織として、10の学部、15の研究科及び5の附置研究所を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育の成果に関する目標 学部教育に関する目標</p> <p>A 教養教育 人間、社会、自然と自然環境への関心を喚起して幅広い教養を養い、現代が抱える諸問題を広い</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置 学部教育に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>A 教養教育</p> <p>1)人間社会が直面する現代的諸問題を的確に把握し総合的に理解させるため、テーマに応じた複数の授業科目を置く。</p>

視点と深い理解から眺めることができるようにするとともに、専門教育に必要な基礎的な学力の充実を図る。

B 専門教育

大阪大学が創学時以来標榜する「第一線の研究を通じた教育」を踏まえて、各学部において固有の伝統と学風に基づいて学部専門教育を行い、卒業後、社会的・国際的に活躍できるリーダー・研究者・技術者として必要な能力・幅広い教養を踏まえた知性と人間性を身につけさせる。

大学院教育に関する目標

柔軟な発想と論理的思考に基づいて課題を探求し展開する能力を磨くとともに、高度で豊かな知識、応用力、国際性、複合型学際的視野を兼ね備えた研究者・指導者、高度専門職業人を養成する。

教育の成果・効果の検証に関する目標

高等教育修了者にふさわしい学生の質を保証するために、多角的な観点から教育の成果・効果を検証

- 2) 日本語及び外国語を通して豊かな自己表現能力を育成するため、実用的な語学教育を行う。
- 3) 情報を選択し処理し伝達する能力向上のため、情報教育科目の充実を図る。
- 4) 対話を通して人間性の陶冶と深化を図るため、対話型少人数教育を拡充する。
- 5) 知性・感性と身体との調和を図るため、健康スポーツに関する授業科目を充実させる。
- 6) 専門分野の基礎となる知識と方法論を習得するため、講義及び実験・実習・演習等の体験型授業を拡充する。

B 専門教育

- 7) 教養教育の成果をさらに深化・発展させるため、教養教育と専門教育との相補関係を明確にし、4年又は6年の一貫教育の充実を図る。
- 8) 個々の専門分野における高水準の知識を習得し、それを応用する能力を付与するため、各分野に応じ、インターンシップ等の学外研究などの実践的手法による教育を充実させる。
- 9) 分野間の差異と共通性を認識する能力と複合型学際的視野を育成するため、カリキュラムの多様化を図る。

イ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 10) 大学院教育との接続に配慮したカリキュラムを実施し、英語による講義科目を増加させ、楔形カリキュラムの活用や部局横断的授業の実施等を通じて学際的・分野横断的関心を刺激することにより専門の異なる大学院への進学を促進し、国内外の大学院への進学率の向上を図る。
- 11) 種々の国家試験、専門分野に応じた資格試験、国及び地方公共団体の公務員試験等の高い合格率を維持・向上する。

大学院教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 教育の成果に関する具体的目標の設定

- 12) 高度の研究能力と創造力を持った人材を養成するため、プロジェクト研究との接合、幅広い学問領域が学べるプログラムの構築等、教育プログラムの高度化、多様化を図る。
- 13) 大学の有する豊かな教育研究環境の下で高度専門職業人を養成するためのカリキュラム、プログラムを構築する。
- 14) 大学院の高い水準の教育研究を活かして、社会人教育と生涯学習支援を行う。
- 15) 学位授与率の向上を目指す。

イ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 16) 大学・研究所等の高等教育研究機関、産業界、医療機関、地方公共団体等が設置する教育機関、国際連合等の国際機関において活躍しうる研究者等人材の養成を図る。
- 17) 種々の国家試験及び専門分野に応じた資格試験、国及び地方公共団体の公務員試験等の合格を促進する。

教育の成果・効果の検証に関する目標を達成するための具体的方策

- 18) 入試成績とその追跡調査、学生による授業評価、卒業生による教育評価、部局の自己評価、外部有識者による評価、企業アンケート等のいくつか又は全部を全学あるいは部局の計画に基づ

し、改善する。

(2) 教育内容等に関する目標

学部教育に関する目標

ア アドミッション・ポリシーの基本方針
十分な基礎学力、問題探究心と学習意欲を持ち、人間性に優れ、社会的・国際的に活躍する熱意と適性を持った人材を選抜する。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標

所期の教育成果を達成するために教育内容と方法を明示し、授業科目を系統的に配置するとともに学生の多様性に配慮したカリキュラム編成を行う。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標

多様な授業形態のバランスと系統性を確保するとともに、学科間、授業間の連携を保つ。
また、双方向的な授業を実施するなどして、教育効果を一層高める。

大学院教育に関する目標

ア アドミッション・ポリシーの基本方針
創造性ある研究者となる資質を備え、あるいは高度な専門知識と技術を持って社会的・国際的に活躍する意欲と適性を持った人材を選抜する。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標

研究者養成プログラム、高度専門職業人養成プ

き実施する。

19) 学生の進学、進路状況などの基礎データを収集・管理し、教育のあり方へのフィードバックを図る。

各年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学部教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
20) 広く優秀な人材を募集するために、説明会、広報誌等によりアドミッション・ポリシーの周知を図る。
21) 公正な選抜を行うため、筆記試験を原則とし、受験科目の内容や種類に多様性を持たせる。
22) 学部の計画に基づき、多様な入学者選抜（推薦入学、帰国子女特別選抜、学部2・3年次編入学、学士入学、留学生特別選抜等）を行う。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標を達成するための具体的方策

23) 教養教育及び学部専門教育の一貫性を楔形カリキュラムにより実現する。
24) より専門的な学習を希望する学生のために、大学院との一部科目の共通化を行うなど、大学院教育との接続に配慮したカリキュラムを編成する。
25) 学生の多様なニーズに応えるために複数の履修方法を提示する。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標を達成するための具体的方策

26) 講義・実験・演習・野外実習・臨床実習・高校段階で専門に必要な基礎的教育を受けていない学生に対する補習等を組合せ、系統性を確保する。
27) 双方向的な少人数制教育、対話型教育、課題探求型教育を充実させる。
28) 社会的要請を反映した授業科目を設定する。
29) 各教員の創意工夫により、情報機器を積極的に活用しながら、多角的に授業内容を理解させる。
30) 国際社会において活躍できる英語能力を養成するため、TOEFL、TOEIC等の検定試験又はその模擬試験を活用する。

大学院教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
31) 教育背景の異なる多様な学生を受け入れるための工夫を行う。
32) 研究科の計画に基づき、学部3年次学生を対象とする選抜（飛び級入学）、推薦入試、社会人特別選抜、留学生特別選抜を行うとともに、必要に応じて複数回の入学試験受験機会を設ける。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標を達成するための具体的方策

33) 複数の履修モデルの提示、複数の教育科目をまとめた履修プログラムの提供など、多様な教育ニーズに沿った、弾力的で幅広いカリキュラム編成を行う。

プログラム等に応じた教育内容と方法を明示し、授業科目を系統的に配置したカリキュラム編成を行う。また、学生の多様性に配慮した複数の履修方法を提示する。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標

研究者養成プログラム、高度専門職業人養成プログラムにおけるそれぞれ相応しい授業形態と学習・研究指導法を実施することにより、学問的専門能力と社会的応用力の涵養を図る。

適切な成績評価等の実施に関する目標

社会的な要請と批判に答え国際的に通用する、公正厳格で一貫した、学生の多様な能力を判断しうる総合的な成績評価の方法と制度を確立するとともに、成績評価の透明性を確保する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

適切な教職員の配置等に関する目標

所期の教育目標を実現しその成果を達成するために、必要な教職員を確保し、適切に配置する。学内外の教育研究組織・教育支援組織との連携を進め、教育を補佐する体制を整備する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する目標

既存施設・設備の効率的な利用を図りながら、その整備・改善を継続的に実施する。

34) プロジェクト研究との接合等によるプログラムの高度化を図る。

35) 研究科間の連携を強化し、学際性、応用力や実践力を身につけさせるための授業科目を配置する。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標を達成するための具体的方策

36) 学生が自主的自立的に研究テーマを決定できるように指導助言体制を充実させる。

37) 学生の学外での研究活動(学会発表、共同研究、研究調査等)の活性化を図る。

38) T A (Teaching Assistant)・R A (Research Assistant)の教育的機能を活用する。

39) 部局は、協力講座・連携大学院等を通して、学内外の研究科、研究所、研究機関と連携し、さらに海外の教育研究機関との交流を促進する。

学部と大学院に共通して次の方策を行う。

40) 教育課程の多様化のために、文理融合型教育課程の開発・充実、英語で授業を行うカリキュラムの整備の推進、研究科間の共通科目の設定、民間及び公的機関との間のインターンシップ、S C S (Space Collaboration System)、インターネット等を介した遠隔教育などを行う。

適切な成績評価等の実施に関する目標を達成するための具体的方策

41) 授業の目的、到達目標、成績評価方法をシラバスにおいて公表する。

42) 成績評価の一貫性と厳格性を担保するため、補習、補講、再試験、再履修等の実施基準を明確にする。

43) 成績優秀者などに対する表彰制度により学生の学力増進にインセンティブを付与する。

44) 学外活動(インターンシップ、ボランティアなど)も評価対象として考慮する。

45) 博士・修士の学位授与については、手続、授与の方針と審査基準を明確にする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する目標を達成するための具体的方策

46) 学問の展開状況や社会のニーズに合わせて学科・専攻等の改組・改編・新設を検討し、適切な配置を行う。

47) 教員の多様性を確保するために、女性教員・外国人教員の採用に配慮するほか、ゲストスピーカーに学界・産業界・官界から第一線の人物を招聘する。

48) 教員の教育活動を支援するためにT Aを活用するとともに必要な事務職員等を配置する。

49) 部局は、協力講座等を通して学内の教育研究組織・教育支援組織と、また連携大学院等を通して学外の教育研究組織との間の連携を促進する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する目標を達成するための具体的方策

50) 遠隔教育、対話型教育、実験、演習、実習、外国語教育、健康体育など教育方法に適した設備及び大学院教育のための設備を整備し、教育環境の充実を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標

教育の質的向上を図るため、複数の評価システムを再構築し、その評価の結果を教育の改善に生かす。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する目標

高等教育機関の教員としての意識改革、資質向上を図るため、全学的な教育方法改善並びに研究開発体制を構築する。

学内共同教育等に関する目標

全学共通の教育目的・目標を実現するための体制を強化するとともに、他大学との共同教育の推進を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する目標
効果的な学習を促進するのみならず、知的向上心を刺激し、学習に自主的に取り組む意欲を増進させ、学習過程でのつまずきや障害に対処し、解決できるような体制を整える。

生活相談・就職支援等に関する目標

51) 附属図書館、サイバーメディアセンター、総合学術博物館が中心となって、教育用図書整備、自習環境の充実、電子ジャーナル・電子図書館機能の拡充、情報処理教育及びその基盤整備、情報ネットワークのインフラ整備、教育研究資料の保存と活用等を進める。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標を達成するための具体的方策

52) 部局に対する組織評価を行うために、全学的に評価を行う組織を設け、関連する基礎データを整備する。

53) 各部局は、学生授業評価・学生授業アンケートの結果、学生の卒業率、就職率等の基礎データを集約し、部局の特性を尊重して自己評価を行う。

54) 部局は、定期的に学外有識者による外部評価を受けるものとし、自己及び外部評価の結果を公表する。

55) 各部局は、評価からのフィードバックを検討する組織を設置し、機能の改善を継続的に行う。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する目標を達成するための具体的方策

56) 教育方法の改善を図るため、FD実施組織としての機能を持たせた大学教育実践センターを設置し、全学的な教員研修会を開催する。

57) 部局は、大学教育実践センターから提供された情報や研修機会を利用して、専門教育における学生の授業理解度を高めるための教材の開発・活用に取り組み、授業方法の改善を図る。

58) 教員に対して教科書・参考書・資料集等の執筆を奨励する。

59) 各部局は、種々の情報媒体の利用環境及びインターネット利用環境を整備充実させる。

学内共同教育等に関する目標を達成するための具体的方策

60) 既存の「全学共通教育機構」を改組し大学教育実践センターとして、教養教育と学部専門教育の密接な連携を図るとともに、教養教育を全学協力体制で行う。

61) サイバーメディアセンター、附属図書館では、情報を自在に扱うことのできる学生を育成するために、大阪大学における情報処理基盤を確立し、情報処理教育担当者に対するFDを実施する。

62) 国際理解を深め、国際的教育研究環境を向上させるため、各部局と学内センター等が協力して、留学生や研究者の受け入れや派遣を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する目標を達成するための具体的方策

63) 授業担当の全教員について、学生からの質問に答え助言を行うオフィスアワーなどを設定する。

64) 学習相談は、研究室教員、ゼミ担当教員、クラス担任のほか、部局の学生相談室等が引き受け、対面型の相談・助言のほか、電子メール相談窓口を設置する。

65) 相談のあった項目及び対処法については、プライバシーに配慮した上で、その後の参考に供する。

生活相談・就職支援等に関する目標を達成するための具体的方策

学生が豊かな大学生活を送ることができるようにするため、必要な情報を提供し、カウンセリングを適宜実施する。また、学生の就業意識を高めるとともに、学生の個性・適性に合った就職支援を行う。

経済的支援に関する目標

学生がより経済的に安定した環境下で勉学に専念できるよう、奨学援助及び福利厚生施設等の生活環境を充実させる。

社会人・留学生等に関する配慮

異なる生活環境・文化・条件による不安を解消するための支援を行う。

課外活動支援に関する目標

課外活動の活性化を図り、人間性を高め社会性を育てる。

66) 部局は学内外の様々な組織と緊密に連携するとともに、教職員のメンタルヘルスに関する理解を高め、学生生活に関連する多様な相談と支援を行う。

67) 学生の就職に関しては、部局及び学生部が、就職情報の収集に努め、その周知を図るほか、全学的な就職ガイダンスを実施、相談体制と情報提供の強化を図る。

経済的支援に関する目標を達成するための具体的方策

68) 部局は、各種奨学金制度の活用を促進するため、既存の奨学金制度の周知を図るとともに、新たな奨学金制度の導入や発掘を行う。

69) 学生寮や福利厚生施設の整備を図るため、基本方針・整備計画を策定し実現に努める。

社会人・留学生等に対する配慮

70) 生活や学習において必要な情報を提供し、適切に助言を与えることができるような支援体制を整える。また、中之島センターを設置して、地域の発展に寄与しうる科目・講座を開設する。

71) ガイダンス・履修指導を実施し、必要に応じて補習授業を行う。

72) 留学生に対しては、専門の担当教員やチューターを配置する。

73) 身体障害学生に対しては、バリアフリー環境を整備するなどの支援体制を整える。

課外活動支援に関する目標を達成するための具体的方策

74) 課外活動の助成と施設整備を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

目指すべき研究の水準

自由な学風と先取の精神を大切にしながら、研究重点型大学として発展し、基礎、応用、実践のすべての分野において、独創的で質の高い、世界最高水準の成果を目指す。

大学として重点的に取り組む目標

研究者個人の不断の努力を促すとともに、大学全体が卓越した学内の研究組織を支援し、必要な組織と環境を整備する。

特に「優れた成果を挙げ研究拠点形成を担う研究」「独創的、画期的成果が期待できる萌芽的研究」を強力に推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

75) 総合大学、研究重点型大学の特色を生かし、学問の発展にとって普遍的な重要性をもつ基礎的研究を継続的に行うとともに、科学技術・産業技術の発展をささえ21世紀の人間社会と文化のあり方を模索する応用的研究及び先端的研究など、緊急度の高い研究テーマに柔軟に対応する。

76) 広い裾野を維持するために、学外の先端的研究機関との交流を活発に保ちつつ、研究に密着した教育（特に大学院教育）体制や教育研究プログラムを確立する。

77) 多様化する社会ニーズに合わせ、研究知識の創出（知的資産の増大）、新産業の育成（経済的効果）、人類の生活の質の向上（社会的効果）等を具現化する研究を推進する。

大学として重点的に取り組む領域

78) ナノサイエンス、エネルギーの開発、IT、自然との共生、生命科学・生命工学・生命倫理、高度先端医療、知的財産権、社会の多様性と共生、新世界秩序や資源循環型社会の構築など、複合型諸問題、あるいは地球規模の諸問題に積極的に取り組む。

また、21世紀COEプログラムに採択された以下の研究について、高い成果を挙げるよう、大学として重点的に支援する。

ア.「生命システムのダイナミクス」を、医学から工学まで広い範囲の研究分野を融合すること

- により解明する。
- イ．生命の営みの鍵を握る「超分子装置」の機能と構築原理を解明する。
 - ウ．ハイテクと社会基盤技術の融合による「ものづくり」を視野にいたした先進構造・機能材料を開発する。
 - エ．材料、情報、生体、エネルギー、環境などの研究分野を融合することにより、「インターナショナルサイエンス」を創成する。
 - オ．自然と人間とが共存して持続可能な社会を実現することをめざして、「自然共生化学」を創成する。
 - カ．共生可能なネットワーク社会を実現する情報環境、すなわち「ネットワーク共生環境」の構築技術を確認する。
 - キ．「交錯する世界」「縫合される日本」「越境する芸術・文化」「臨床と対話」をキーワードとして、諸文化のインターフェイスという側面に焦点を当てた新しい人文学の構想を打ち立てる。
 - ク．感染病態形成の包括的な理解と人為的な免疫系の操作による感染の制御を目的とした新たな学問拠点を形成する。
 - ケ．超微量解析技術を駆使して、神経疾患、感染症、がんなどの難治性疾患や糖尿病などに直接関わりを持つタンパク質と糖鎖の機能を解明する。
 - コ．よりよく“いきる、たべる、くらす”ための「口」のバイオサイエンス研究、即ちバイオデンティストリーを創生・展開する。
 - サ．「宇宙基礎物質の研究」「新物質の創成」「原理の探求」をキーワードとして、究極と統合に関する新しい基礎科学を推進する。
 - シ．最先端の実験的・理論的手法を駆使して、人工的に創製した新物質を含む広範囲な物質の機能に関する科学的解明とナノ工学の創出を推進する。
 - ス．新しい原子論的生産技術を創出し、最先端の基礎科学や先端産業の種々の分野の研究グループと連携し、要求される究極の精度の“物”を製作し、世界的な研究成果を達成する。
 - セ．大規模アンケート調査と経済実験にもとづいた行動経済学の分野を開拓し、マクロ金融分析、消費・貯蓄行動、市場取引の3分野における理論的・実証的解明を促進する。

成果の社会への還元に関する目標

「地域に生き 世界に伸びる」の理念のもとに、様々な方法によって、研究成果を広く社会に還元するとともに、研究面における国際貢献を推進する。

成果の社会への還元に関する目標を達成するための具体的方策

- 79) 教育、文化、地域、生活、医療、経済、産業、政策、知的財産、情報、環境、国際協力等、多様な側面において、研究の社会(社会、経済、文化)的效果の向上を図るため、研究を推進する全学組織を構築する。
- 80) 産学官連携、民間等との共同研究、受託研究、シンポジウム、公開講座等を通じて研究成果を直接的に社会に還元するとともに、高度な知識・技術を持った人材を育成・輩出することによって研究成果を間接的に社会に還元する。
- 81) さまざまな情報媒体を通じて、研究成果を国内外に発信し、情報交換を促進する。

研究の水準・成果の検証に関する目標

研究の活性化及びより一層の質的向上を図るために、多角的な観点から検証する体制を整える。

研究の水準・成果の検証に関する目標を達成するための具体的方策

- 82) 研究者及び研究組織の評価・点検を行うために、大学全体として、関連する基礎的データを整備する。
- 83) 部局を対象にした組織評価により研究グループ及び研究組織の研究水準・研究成果を評価・検

証する。ただし、評価・検証にあたっては、一面的または短期的な評価にならないよう配慮する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

適切な研究者等の配置に関する目標

学部・研究科、附置研究所等の教育研究組織の特性にあわせて人員配置を行う。各研究組織において公募制・任期制等を活用して優秀な人材を確保し、研究者の多様性と流動性を高める。

また、研究支援組織を強化し、研究支援者の確保と優秀な人材の発掘を行うとともに、組織の弾力化・効率化も進める。

研究資金の配分システムに関する目標

研究の性質や社会的ニーズ等を踏まえつつ、公正で透明性の高い配分システムを構築する。

研究活動の評価及び評価結果を研究の質の向上につなげるための目標

研究に対する多面的な評価を導入し、その結果を公開・フィードバックして研究の質の向上を図るシステムを構築する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する目標

研究者・研究組織と研究支援組織の間の連携を強め、全学的で、より柔軟な研究体制を確立し、研究支援体制、施設・設備、研究資金の獲得と運用などの様々な側面にわたって研究環境を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する目標を達成するための具体的方策

84) 学科・専攻・研究部門等の構成や教員配置について、中期計画の進捗及び組織評価に基づいて改組・改編・新設を検討するとともに、既存の学科・専攻・研究部門等にとらわれない研究組織を形成し、研究体制の弾力化を図る。

85) 優秀な人材を確保するため、公募制、任期制、客員教員・客員研究員制等を活用して研究者の流動性を高めるとともに、産業界との交流を促進する。また、外国人、女性研究者の任用にも配慮する。

86) 研究支援組織の強化のため、部局の支援組織(事務部、技術室、資料室、計算機室等)及び部局横断的な支援組織における人員を適正に配置するとともに、外部資金による研究支援者等の活用を図る。

87) 研究に重点をおく教員を配置するなど教員の責務(教育・研究・社会貢献)の比重を調整する。

88) 研究の質の向上を図るため、在外研究制度等を整備する。

研究資金の配分システムに関する目標を達成するための具体的方策

89) 基礎的研究、長期的研究、準備段階にある研究などに配慮した一定の基盤的研究費を配分する一方、卓越した研究、社会的ニーズが高い研究、緊急性を要する研究、萌芽的研究及び部局横断型の研究などのプロジェクト研究を対象に、重点的に研究費を配分する。

90) 外部資金のオーバーヘッド、競争的資金の間接経費、総長裁量経費等を研究環境整備の資金にも充当する。

91) 研究資金の配分・運用方式の公正なガイドライン作成に努め、部局を対象とする組織評価に基づく適切な研究評価が研究資金の配分・運用方式に反映されるようにする。ただし、部局内における研究資金配分については、部局の計画と評価に委ねる。

研究活動の評価及び評価結果を研究の質の向上につなげるための目標を達成するための具体的方策

92) 研究活動の活性化を図るため、部局を対象とした組織評価を全学的に行う。

93) 部局は一定期間毎に組織の研究活動を自己評価し、または外部評価を受け、評価実施後は自己評価書・外部評価書を作成し公開し、研究活動等の実施状況や問題点を把握する。

94) 各部局は、評価からのフィードバックを検討する組織を設置し、機能の改善を継続的に行う。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する目標を達成するための具体的方策

95) 分野横断的なプロジェクト研究を推進することで設備機器等の効率的な整備・購入を計画的に行う。

96) 重点的研究等に機動的に対応できるようオープンラボやコラボレーションスペースを織り込んだ施設整備を推進する。

97) 施設・設備整備にあたっては、新規導入のみならず現状の維持・更新の視点も十分に考慮する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する目標

研究成果の社会への還元、有効活用を促進するため、知的財産の創出から管理までを行う体制を確立するとともに、技術移転機関等との連携を図る。

プロジェクト研究の振興に係る目標
社会的ニーズを重視した研究や先端科学技術分野の研究のより一層の促進を図る。

全国共同研究、学内共同研究等に関する目標
附置研究所及び研究施設については、その役割と機能を明確にし、全国共同利用に供されるものについては、使命遂行に一層の改善を図る。

- 98) 研究・教育用機器・工作機械や研究用アプリケーションの開発についても、資金面・環境整備面での全学的な配慮を行う。
99) 研究施設の面積不足と老朽化に伴う問題を解消する努力を続ける。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する目標を達成するための具体的方策

- 100) 研究成果のデータベース構築を促進するとともに、その特許化に関する知識の普及、TLO (Technology License Organization) の活用などを進め、研究成果の特許申請を推進する。
101) 特許案件を機動的に処理する環境を整備するとともに、産学連携による研究成果の実用化、ベンチャー企業の立ち上げ等も促進する。
102) 基礎的研究成果についても知的財産の保有と活用の観点から見直し、TLOによるコンサルティングを積極的に利用し、特許化を意識した研究活動を推進する。
103) 学術書、教科書の執筆、ソフトウェア特許やビジネスモデル特許の取得、基礎的な統計データの提供、コンサルティングなど、多様な知的財産の創出を図る。
104) 全学的組織として知的財産本部を立ち上げ、知的財産を原則機関帰属とするとともに、そのためのルールと体制の整備を行い、知的財産の組織的、一元的管理、運用を推進する。

プロジェクト研究の振興に係る目標を達成するための具体的方策

- 105) プロジェクト研究計画推進のための組織を部局に設置し、国内外の研究動向や社会的ニーズに適った研究を推進する。
106) 科学研究費補助金、21世紀COEプログラム、外部資金など、大規模な研究資金を獲得する努力を組織的に行うとともに学内・部局内のプロジェクト研究関係費や裁量経費を配分する体制を整える。
107) 先端科学技術分野では産学官連携プロジェクト研究を重視し、それに対応した組織の創設と活性化も推進する。また、プロジェクト研究に対して施設・設備・人的措置など機動的に対応できる支援体制を整備する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する目標を達成するための具体的方策

- 108) わが国を代表する総合大学として、中・長期的な展望をふまえながら高水準の研究活動を維持し、次の研究項目においてさらに研究を発展させていくとともに、学内の附置研究所・研究施設の長をメンバーとする組織を設置し、今後のあり方や将来計画について検討し、研究の活性化を図る。
ア．微生物病、がん及び特定の難治疾患に関する学理及びその応用の研究を行う。
イ．産業に必要となる先端的な事項で、材料、情報及び生体に関する研究を総合的に行うとともに、ナノテクノロジーに関する研究を推進する。
ウ．生命活動を担うたんぱく質の構造、物性、機能、及びその高次ネットワークを解明する研究を行う。
エ．現代の経済問題を理論的、実証的に研究する。
オ．“ものづくり”の基礎・基盤技術としての溶接・接合技術を、基礎研究の面から研究を展開し、人類社会のニーズに応える接合科学の学問構築を図る。
カ．サイクロトロン加速器、SPRING-8関連施設、大塔コスモ観測所関連施設等を使って、核物理

に関する全国共同研究を行う。

- キ．研究、教育等に係る情報基盤の全国共同利用施設として最先端のスーパーコンピュータなどの情報機器を整備・提供し、デジタル教材の作成支援、アーカイブ化、視覚化などを含む情報技術に関する全国・学内共同研究を推進する。
- ク．高出力レーザー技術及び高エネルギー密度プラズマ物理研究を基盤として、レーザー核融合を始めとする先端科学研究と応用研究を実施する。
- ケ．強磁場、超高圧、極微構造などの極限条件下における物性研究を行い、その応用を図る。
- コ．世界最高電圧電子顕微鏡の効用開発と、材料科学及び生物学への応用を図る。
- サ．超伝導エレクトロニクスと光エレクトロニクスを融合する技術開発とその応用を図る。
- シ．太陽エネルギー変換、水素エネルギーの利用及び環境汚染物質処理法などの研究を行う。
- ス．生物工学の基礎と応用を研究して、発展途上国等との学術交流に資する。
- セ．液体ヘリウムや液体窒素などの寒剤を用いた研究及び教育研究支援を行う。
- ソ．新規遺伝子操作法の開発や遺伝子操作生物、ゲノム情報解析に関する研究と研究支援を行う。
- タ．有害物質に係わる環境保全と安全管理に関する研究を行う。
- チ．貴重な研究資料の保存と再利用に関する研究と研究支援を行う。
- ツ．異文化間教育学、留学生交流研究、日本語教育学など、広義の国際教育に関する理論的・実証的研究を行う。
- テ．放射性物質の安全管理に必要な研究と、放射線を用いた教育研究支援を行う。
- ト．研究教育に必要な機器・装置・試料の開発研究と製作を行う。
- ナ．先端科学分野に関して産業界等との連携・研究協力をを行い、民間等との共同研究・受託研究を実施するとともに、政府出資金等外部資金などにより研究を行う研究グループに共同研究の場を提供し、学術研究の推進と活性化を図る。さらに、ベンチャー精神の高揚に関する教育研究を行い、ベンチャービジネスを活性化する活動を支援する。

- 109) 全国共同利用附置研究所(たんぱく質研究所、接合科学研究所)及び全国共同利用施設(核物理研究センター、サイバーメディアセンター)については、我が国での研究の発展をはかるために各々の目的に応じて法人の範囲を越えた共同研究を推進し、そのための環境整備を図り、全国共同利用拠点としての使命、機能の一層の充実を図る。
- 110) 核融合分野においては、大学共同利用機関などとの連携を深め、双方向型共同研究などを行い、レーザー核融合の研究を推進する。
- 111) 以下の研究体制を大学全体の措置として実施する。
 - ア．生命科学・生命工学を対象とする学内外の教育研究組織の連携を推進し、プロジェクト研究等に戦略的に取り組む。
 - イ．ナノサイエンス・ナノテクノロジーを対象とする学内の教育研究組織の連携を推進し、プロジェクト研究等に戦略的に取り組む。

学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- 112) 社会経済研究所では、従来の組織を理論部門(理論経済学)、実証部門(実証経済学)、政策部門(政策研究)の3部門に改組するとともに、行動経済学の研究に関する、社会経済研究所附属の新組織を立ち上げる。この新組織は、社研が21世紀COEプログラム「アンケート調査

	<p>と実験による行動マクロ動学」を経済学研究科、人間科学研究科、国際公共政策研究科とともに展開する際の活動拠点として活用して行く。</p> <p>113) 感染症・免疫学融合型の卓越した教育・研究拠点形成を推進する。</p> <p>114) レーザーエネルギー学研究センターは、高出力・高強度レーザー技術とプラズマ物理を基盤とし、レーザー核融合と高エネルギー密度科学研究を推進するとともに、全国共同利用化を図る。</p> <p>115) 先端科学技術共同研究センター、先導的研究オープンセンター及びベンチャー・ビジネス・ラボトリーを先端科学イノベーションセンターとして統合し、知的財産の創出と活用をさらに促進し、大学としての産学官共同研究の拠点形成を図る。</p> <p>116) 言語文化部及び言語文化研究科の在り方を見直し、言語文化研究の高度化を図る。</p>
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る目標 地域の初等中等教育に対して体系的・持続的な支援活動を行い、また生涯学習の発展に寄与するために一般市民への啓発活動を実施する。さらに、総合大学の多様性を生かし、個々の教員並びに学部・研究科や附置研究所等も組織として、教育、科学技術等の分野で国や地方の政策形成に貢献する。</p> <p>産学官連携の推進に関する目標 社会や産業界等との研究協力を積極的に推進し、世界最高水準で質の高い研究を進め、その研究成果を社会に還元する。</p> <p>地域の他大学等との連携・支援に関する目標 地域の経済的・文化的活性化に貢献するため、各</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る目標を達成するための具体的方策</p> <p>117) 産学官連携を含めて広く社会連携を推進するための組織を関連部局に整備する。</p> <p>118) 小中高生向けに講習会・出前授業・セミナーなどを行う。また、高校生が大学教育に触れる機会を提供する。</p> <p>119) 一般市民や関係者向けに、大阪大学開放講座や各種の講演会・展示会・講習会などを定期的に開催し、先端的な教育研究の現場で学習する機会を提供する。</p> <p>120) 貴重資料を収集展示することによって教育研究上の啓発活動を推進する。</p> <p>121) インターネットなどの電子メディアによる相談機能も含めて、技術・法律・政策・臨床心理・医療などの各種相談に対応する。</p> <p>122) 国、地方自治体、事業団、経済団体などからの委託調査研究や委員会活動に積極的に参画する。</p> <p>123) 医学生物系外国雑誌センター館機能を発展させ、開業医・病院などを含めた医療関係者に情報を提供する体制を強化する。</p> <p>124) 府県及び市町村の教育委員会との協力のもとに、小中等高等学校及び地域社会に対する教育支援活動を展開し、学校を中心とした地域のコミュニティづくりを支援する。</p> <p>産学官連携の推進に関する目標を達成するための具体的方策</p> <p>125) 役員会の下に研究推進を担当する室を置き、その業務の一端として大学の産学官連携を推進する。 また、そのためのセンターを設置し、意思決定の迅速化を図る。さらにリエゾンオフィスを設置することにより、学術・技術交流を活発化し、産業界・諸官庁等からの教員の受け入れを含めて、社会の要請にあった研究を推進する。</p> <p>126) 大学内の支援組織を包含して産学官連携ネットワークを構築する。</p> <p>127) 優れた研究成果についてはその知的財産権を迅速に獲得するとともに、研究成果活用のためにベンチャー企業の立上げ等を支援する。</p> <p>地域の他大学等との連携・支援に関する目標を達成するための具体的方策</p> <p>128) 「大学コンソーシアム大阪」等を通じて、大学間の相互協力・情報交換、大阪経済界との交流、</p>

大学等機関との連携を深める。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する目標

留学生受入れを軸としながら、教育研究における国際的な協働体制を構築する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標
我が国の国際性を高め、交流相手国の発展に資するとともに、学問・文化上の対話と融合を通じて、真に創造的な文化の発展に貢献しうる人材を内外で育成する。

(2) 附属病院に関する目標

診療活動の活性化及び医療の質の向上に関する目標

先進医療開発病院及び地域における中核病院としての機能を増進させる。質の高い医療を提供するため診療支援体制、地域連携支援体制を強化する。

大阪府内の高校との交流等の連携を深める。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する目標を達成するための具体的方策
129) 世界（特にアジア及び環太平洋地域）における教育研究拠点としての役割を遂行する。

130) 海外の大学・研究機関との学術交流協定の締結や海外との教育協力体制、研究連携体制を推進する。

131) 学生の相互派遣に基づいた単位互換制度を拡充し、双方向の留学交流を推進する。

132) 海外でのリエゾンオフィスの開設、海外研究組織との定期的な学術交流集会の開催などを推進する。

133) 留学生受入れを一層推進する。そのための支援体制を整備・充実させ、留学生の関心とニーズに合うカリキュラムの設定と英語による授業・遠隔授業等授業方法を改善する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標を達成するための具体的方策

134) 研究者交流を一層活発にする。そのために、宿泊施設等研究者の受入れ体制と研究者の海外派遣支援体制の一層の整備を図る。また、国際共同研究・学術集会へ学生、若手研究者が積極的に参加できるよう支援する。

135) ユネスコ等国際機関並びに日本学術振興会等の学術研究支援機関等による国際交流事業への積極的参加を奨励する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

診療活動の活性化及び医療の質の向上に関する目標を達成するための具体的方策

高度先進医療を推進するための診療組織のボーダレス化、中央診療部門の機能強化を図る。医療の安全性向上のための組織化を行い、患者の権利を尊重しE B M (Evidence-Based Medicine) の推進を図る。

【医学部附属病院】

136) 先進医療開発・導入のため、未来医療・移植センターを充実させ、移植医療、再生医療、遺伝子医療、分子医療及び制御工学医療の開発・推進を行う。

137) E B Mの推進のため臨床試験・治験機能のセンター化を図る。

138) 特定機能病院としての機能増進を図るため、中央診療部門の充実を図る。

139) 地域における中核病院としての機能増進のため、カルテの電子化など診療情報管理を推進し、地域病院・医療施設や中之島センター等とのネットワーク化を促進し連携支援体制を充実させる。

140) 医療及び安全性向上のため、クオリティマネジメント（医療の質の向上）を充実させる。

【歯学部附属病院】

141) 高度先進医療の充実を図り、再生医療、口腔疾患の新規予防法・診断法・治療法、歯・顎・口腔顔面領域機能の維持・再建・回復法の開発など、臨床的研究の発展を図る。

142) 国民の口腔保健の維持・増進に寄与する咀嚼・嚥下・発音等の臨床研究プロジェクトを推進する。

143) 地域中核病院として、地域の医療・福祉等関係施設や中之島センター等との連携支援体制の充

病院経営の効率化に関する目標
機動的・効率的病院運営が遂行できる体制を整備し、効果的な資源配分を図る。

良質な医療人養成に関する目標
医療を通して、幅広い識見と豊かな人間性、高い倫理観を備えた医療人を育成する教育・研修機関としての社会的使命を果たす。

適切な医療従事者等の配置に関する目標
病院長のリーダーシップにより、病院の特性に合わせた効率的な配置を行うとともに、診療活動を活性化させる。

目指すべき研究の方向性・病院として重点的に取り組む目標

実化を図る。

- 144) 病院管理者等による院内巡視や安全管理委員会主催の研修会、講習会等を充実させ、全構成員の安全管理への意識改革に努める。
- 145) アドバイザリーボード（外部評価委員会）から病院の総合点検・評価を受け、指摘事項に対して改善を図る。
- 146) 医学部附属病院との診療協力体制をより充実させ、口腔医療体制の安全性の確保に努める。

病院経営の効率化に関する目標を達成するための具体的方策

- 147) 病院長のリーダーシップの下に効果的な運営体制を構築し、運営改善に関する構成員からの各種提案を反映させて病院の機能の向上を図る。
- 148) 効率的・戦略的な資源配分を図ると共に内部評価・外部評価を行い、病院経営の適正化を図る。

良質な医療人養成に関する目標を達成するための具体的方策

- 149) 卒後臨床研修において、国民から信頼される医療人の養成と、専門領域へ移行するための専門医養成準備期として必要なシステムを構築させる。
- 150) 附属病院の研修医を支援するために、自習環境の整備に努め、研修医相談窓口の設置などによるカウンセリング体制を強化する。また、研修医の生活や進路に対する指導・支援体制を拡充する。その他、医療従事者の専門資格の取得を奨励し、人事面の評価対象に加えるほか以下の計画を実施する。

【医学部附属病院】

- 151) 専門性の高い主要関連病院と連携して教育・研究を推進するシステムを構築する（連携病院）。
- 152) 研修医や医療技術者のリスクマネジメント（危機管理）や医療人教育を充実させる。
- 153) 学習プログラムや技能訓練を充実させ、救命救急処置技術を普及させる。

【歯学部附属病院】

- 154) 卒前臨床教育については、患者中心の医療を実践し、科学的根拠に立脚した医療を行うための基本的能力ならびに医療に関わる広い素養を身につけさせる。特に課題探求型討論や疑似患者による医療面接などによって、患者中心の医療が実践できる知識、技能、態度、判断力、コミュニケーション能力等を育成する。
- 155) 口腔医療従事者に対して、全身管理の教育を定期的に行う。
- 156) 臨床研修審議会を中心に、研修医に対する口腔医療の初期研修と生涯学習の充実を図る。

適切な医療従事者等の配置に関する目標を達成するための具体的方策

- 157) 病院長のリーダーシップの下で診療組織の見直し等を行い、中央診療機能の充実を図る。
- 158) 医療従事者等の診療組織への効率的配置を行う。
- 159) チーム医療の円滑化や他機関等との連携等によって診療活動を活性化するとともに、診療組織のボーダーレス化を促進する。

目指すべき研究の方向性・病院として重点的に取り組む領域

【医学部附属病院】

高度な医療の開発推進とその普及定着に努めるとともに、未来医療をめざしたトランスレーショナルリサーチの推進と実践、臨床応用に結びつく融合領域の研究の振興を目標とする。

【歯学部附属病院】

歯・顎・口腔・顔面領域に発症する各種疾患や機能障害の診療に携わり、これら疾患の予防法、診断法、治療法の改善と新規開発に関する世界最高水準の臨床的研究の発展を図る。

【医学部附属病院】

- 160) 先端的医療を開発し臨床応用するトランスレーショナルリサーチの推進と実践に取り組んでいく。
- 161) 新医薬品、医療機器や治療法の開発に貢献する目的で、治験や臨床試験体制の整備・推進を図る。
- 162) 臨床研究開発推進のため、産学連携・経済特区の活用等環境整備を図り、その成果を社会に還元する。

【歯学部附属病院】

- 163) 歯・顎・口腔・顔面領域の各種疾患に対する先端的な予防法、診断法、治療法（再生・再建療法）等のEBMに基づいた評価・改善と新規開発を重点研究テーマとして、国民の口腔保健の維持・増進を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

学長がリーダーシップを発揮し、かつその責任を明確にしつつ、外部人材の活用を含め、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備し、戦略的な学内資源配分に努める。

また、業務の健全性と効率性を確保するため、内部監査体制を整備する。

部局長がリーダーシップを発揮し、かつその責任を明確にしつつ、全学的な運営方針を踏まえながら、効率的かつ機動的な部局運営を遂行できる体制を整備する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 164) 役員会、経営協議会等において、学外有識者・専門家の意見を取り入れつつ、学内資源の有効活用と財政基盤の強化も図りながら、全学的な経営方針を確立する。
- 165) 役員会の下に部局長等により構成する組織を置き、全学的な経営戦略を踏まえながら、円滑な大学運営を図るために、各部局間の調整を行う。
- 166) 総長のリーダーシップの下に総長を補佐する体制を整備し、総長の機動的、戦略的な意思決定に資する。
- 167) 大学運営の透明性を保つため、役員会等における審議の議事録を作成し公表する。

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 168) 総合計画、教育・情報、研究推進、評価・広報、財務会計、人事労務等に対応する室を置き、法人の組織運営を効果的・機動的に行う。各室は、教員と事務職員等から構成し、それぞれの専門性を活用しつつ一体となって企画立案を行う。
- 169) 室を補完するため、必要に応じて室と関連づけた学内委員会を設置する。既設委員会については、精選、統廃合する。

(3) 全学的視点からの学内資源配分に関する具体的方策

- 170) 部局への予算配分は、教育・研究・社会貢献に係る基礎的経費の外、全学的な視点から重点的に配置すべき事項、総長のリーダーシップが発揮できる事項、中期計画に基づく事項等を加えた学内配分基準により配分を行う。
- 171) 大学の教育・研究・社会貢献全般にわたるデータを利用して、「組織評価」を行い、その結果を一定の割合で人員・予算の配分に反映する。

(4) 学外の有識者・専門家の活用に関する具体的方策

- 172) 大学運営に財務会計や人事労務などの学外有識者・専門家の活用を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究の進展に合わせ、また、社会的要請や種々の評価を参考にして教育研究組織のあり方を見直す。

専攻・講座などの教育研究組織は柔軟な構成と運営を図り、プロジェクトに合わせた弾力的な設計や改組転換が可能な体制にする。

3 教職員の人事の適正化に関する目標

教職員の個性を生かした人員配置・登用を行い、個々の役割分担と職務責任分担を明確にすることによって、社会から大学に信託された教育・研究・社会貢献という固有の業務を効率的に遂行する。

一段と進む学問領域の多様化・学際化・専門化に

(5) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

173) 内部監査に関する体制を確立し、監事との連携等を図りつつ大学業務と大学財政の適切な執行を図る。

(6) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

174) 国立大学間にある種々の連絡会を活用して情報を交換し、相互協力体制を構築する。

175) 国立大学間の事務情報化に関する連携を図る。

(7) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

176) 部局の計画により部局長を補佐する体制を整備し、部局長の機動的、戦略的な意思決定に資する。

177) 各部局におかれる教授会など諸会議の機能、権限を見直し、必要に応じて、運営執行の中核的組織を置き、部局の意思決定の迅速化を図る。

178) 部局運営の透明性を保つため、教授会、各種委員会等における審議の議事録を作成し公表する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

179) 教育研究組織の編成見直しにあたっては、関連部局等の意見を尊重しながら組織評価の結果やその基礎となるデータを活用し、教育・情報を担当する室や研究推進・産学連携を担当する室等が見直し案を策定する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

180) 学部については、人材育成のニーズや学問の進展に応じて、組織の見直しを行う。

181) 研究科については、学問体系の変遷、発展動向を考慮し、学術研究における学際化の進展及び日進月歩の学問分野に迅速に対応するような組織の見直しを行う。

182) 附置研究所や学内共同教育研究施設等については、先端的、総合的研究の推進を図るため、また、必要な教育研究支援機能を十分に果たせるように組織の見直しを行う。

183) 高等司法研究科(学位：法務博士(専門職))を設置し、専門職大学院として高度の法的知識、幅広い教養、豊かな人間性及び深い職業倫理を持つ法曹を養成する。

184) 大阪外国語大学との間に協議機関を設置し、再編・統合も視野に入れたさらなる連携協力関係の可能性を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

185) 個人の評価を給与に反映させるため、特別昇給、勤勉手当の制度を積極的に活用する。

186) 教員にあっては、教育業績、研究業績、社会貢献(診療を含む。)を判断し、部局がその分野特性に合わせた評価基準を策定して行う。

187) 教員以外の職員にあっては、当面、国家公務員の勤務評定制(評価基準)を準用する。な

対応し、大学を一層活性化させるために、教員の流動性と教員構成の多様化を確保し、「適材適所」の原則をもって人材をそれぞれの分野に配置する。

事務職員等の採用にあたっては、広く人材を求め、公平透明な基準に基づいて選考する。また、事務職員、技術職員等に対し必要な研修機会を確保し、職務に関する知識、技能等を広く修得させるとともに、自己啓発・相互啓発の機会を与え、積極的に大学運営へ参画できるよう職員の能力、資質等の向上を図る。

お、中期目標期間中に新たな勤務評価制度の確立を目指す。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

188) 教育・研究・社会貢献・管理運営のいずれかに重点を置いた教員の配置を可能にする。

189) プロジェクト中核研究者や卓越した研究者には教育や管理運営の分担を軽減する。

190) 教員には学内業務から一時期離れて自己研鑽の機会を確保する制度を設ける。

(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

191) 教員の全職種において、任期制を導入し、再任は、実績評価に基づいて行う。新規採用の助手は任期制を活用し流動性を図る。また、外部導入資金による教員採用は、任期制を原則とする。

192) 定年年齢までの一定期間に一旦退職し、任期付教員として再雇用できる制度を検討する。

193) 教員採用にあたっての選考基準は、明示し公表する。

194) 公募方法の見直しや公募対象範囲の拡大等、公募制の一層の充実整備を図る。

195) 教員の任用にあたり、他大学の卒業者又は他大学・他研究機関等の経験者の採用に配慮する。

(4) 外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

196) 外国人・女性等も働きやすい環境整備等を図るとともに、外国人・女性等の採用に配慮し、教職員構成の多様性の向上を図る。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

事務職員等の採用に関する計画

197) 一般公募による試験採用を原則とするが、専門的能力を必要とする職種への人材を確保するため、一定の能力・資格の保有者を対象に選考採用を行い、外部人材の活用を図る。

198) 平成17年度から事務職員の採用は、労力・経費の節減と広い地域からの人材募集という観点から他大学等と共同した資格試験を行い、その合格者に本学の二次試験を課す2段階方式を実施する。

各業務に関する専門的な研修の実施に関する計画

199) 事務職員については、人事管理、労務管理、財務会計、事務情報化、司書業務、学生関係、外国語等に関する研修を実施して専門性の向上を図る。

200) 技術職員については、専門研修を実施する。

他大学等との人事交流、合同研修会等の実施に関する計画

201) 人材養成や組織を活性化するため、近畿地区関係機関等との協議を踏まえた人事交流制度を策定する。

202) 各国立大学法人間において共通する事項については、ブロック内の国立大学法人で共同研修を実施するシステムを調整する。

(6) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務処理方法の見直し、情報化を推進し事務処理の簡素化及び迅速化を図る。 事務組織の機能・編成の見直しを行い、事務の効率化を図る。</p>	<p>203) 大学の人件費の一定部分を大学に留保して、部局に対する組織評価等を勘案して重点配分を実施する。 204) 任期の定めのある教職員については、新たな年俸制の導入を検討する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 事務処理の簡素化及び迅速化の具体的方策 205) 情報機器・ソフトウェアのバージョンアップを図るとともに、情報の共有化を推進する。また、情報処理知識や操作法についての研修を実施して、情報処理能力の向上を図る。 206) 業務の事務手続き・処理ルールの簡素化を図るとともに、決裁制度の見直しと権限の委譲を図る。</p> <p>(2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 207) 本部と部局の事務の在り方を見直して業務分担を明確にし、共通な事務の一元化・集中化について検討を行い、必要であれば見直しを図るとともに、部局業務に配慮した職員配置を行う。 208) 業務内容の変化、事務量の変動に柔軟に対応できる事務処理体制を検討する。</p> <p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 209) 外部委託が可能なものについては、費用対効果を勘案して、効率的なアウトソーシングを行う。 210) 高度な専門性を必要とする事務については、学外の専門家（弁護士、公認会計士、社会保険労務士等）などの活用を図る。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 研究の活性化と社会への還元を期するために、プロジェクト研究や研究者の個別研究を通して外部資金の獲得をより一層推進する。 また、国立大学法人としての自立性を高めるため、及び教育・研究・社会貢献という大学の主要な業務を遂行するため、一定の自己収入を確保する。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 研究推進を担当する全学組織及び部局の組織が連携して、以下の計画を推進する。 211) 各種研究助成金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等を組織的に収集し、学内に周知し応募を奨励する。 212) 申請書類作成等のアドバイスや基礎データの蓄積などを行う支援体制を構築するとともに、大学と産業界との連携企画を専門的に行う職員の充実を図る。 213) 大型外部資金獲得者に対して研究スペースの確保を図る。 214) 競争的研究資金の申請件数の拡大を図り、積極的な競争的研究資金の獲得を目指す。 215) 地方公共団体、同窓会等との連携を深めて外部資金の獲得を推進する。</p> <p>(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 216) 学生納付金については、国立大学の役割を踏まえ適正な金額の設定に努め、安定的な収入確保を図る。 217) 附属病院において、病棟・診療科や中央診療施設の分析・評価を行い、病院運営の効率化・強化を図るとともに、診療収入の安定・適正化を図る。また、構成員の配置等について適正化を図る。</p>

<p>2 経費の抑制に関する目標 基幹業務である教育・研究・社会貢献の活性化と充実に留意しながら種々の効率化・合理化等を行って管理的経費等を抑制する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 全学的かつ経営的視点に立ち大学が保有する資産（土地、施設・設備等）の効率的・効果的運用を図る。</p>	<p>218) 特許、データベース、技術指導等の知的財産による収入増加を図る。 219) 有料の各種講座、講習会等を充実させる。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 管理的経費等の抑制に関する具体的方策 220) 事務の合理化及び情報化の推進、効率的な施設運営により行政コストの低廉化を図る。 221) 書籍の購入種類、購入数の精選、電子化刊行物の購入、配布文書の精選と電子ファイル機能を利用したペーパーレス化を図る。 222) 共通的物品の一括購入、廃品の分別収集の推進により経費の軽減を図る。 223) 共通部分の節電、冷暖房の適正温度管理などにより光熱費の節減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 224) 資産を戦略的に計画・整備・管理するため、トップマネジメントとして全学的視野に立った運用を行う。 225) 運用計画を策定し資産のコスト管理・分析を行う。 226) 外部資金等を安定的に運用するため、安全確実な利回りの下での資金の運用管理を行う。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 教育、研究及び社会貢献の大学の諸活動を常時自己点検・評価するとともに、外部評価等を総合的に利用して、組織運営の改善に資することを旨とする。評価結果等の情報については公表する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 自己点検・評価の具体的実施体制の整備 227) 役員会の下に評価・広報担当の室を置き、評価に関する業務を一元的に所掌する。 228) 各部局においては部局内評価体制等の整備を図る。</p> <p>自己点検・評価の具体的実施方策 229) 大学全体及び部局においては、教育・研究・社会貢献活動等の自己点検・評価を定期的に実施し、学外者による検証を行う。 230) 中期目標・中期計画に係る進捗状況を点検するため、平成17年度から部局に対する組織評価を実施し、報告書を毎年度作成してその進捗状況を点検する。 231) 大学全体及び部局の活動状況を社会へ説明、PRするために、3年毎に活動状況に関する報告書を作成し、公表する。 232) 広く社会の声を大学活動に反映させることを目的に、後援会、企業役員、名誉教授等との定期的な意見交換会を開催する。</p> <p>(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 233) 評価・広報担当の室を中心とした組織評価体制の中で、評価結果を大学運営の改善に活用する。 234) 組織評価の結果は、その理由について十分な解析を行った上で、一定枠を設け、予算とポストの配分に活用する。</p>

2 情報公開等の推進に関する目標

大学が保有している様々な情報の収集・整備・データベース化を推進・充実するとともに、教育研究への有効活用を図り、併せて社会へ総合的に情報発信する。これにより一層開かれた大学づくりを目指す。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画

235) 大阪大学基礎データ収集システムにより、部局が保有する情報を効率的に収集するとともに、情報の共有化を図る。

(2) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

236) 収集した教育・研究・社会貢献等の情報を基に、大阪大学の活動として、ホームページを介して積極的に社会に発信するとともにこれらの情報を大学案内冊子に掲載し、全国の高等学校等へ配布する。

237) 研究内容・研究成果に関する情報は、積極的にマスコミなどを活用して広報するとともに、情報冊子等へ掲載し、企業等へ配布する。

238) ホームページの構成、掲載内容等について、広く利用者等の意見を取り入れるなどの体制を整備し、常にホームページの改善、充実を図る。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

総合的・長期的な視点に立った施設マネジメントの執行体制を確立する。

施設設備の整備・利用状況等を調査点検し、教育研究スペースの配分の適正化を図るとともに、共用の教育研究スペースの確保に努め施設設備の有効活用を図る。

施設設備の機能保全・維持管理を適切に行うことにより、長期間にわたり施設設備を良好で安全な状態を維持する。

本学の教育研究の目標・計画を達成するため全学的・長期的視点から各キャンパスの整備方針に基づきランドデザインを策定し、世界的水準の教育研究にふさわしい施設設備の整備を図る。

ハードウェア、ソフトウェア及びそれらの応用システムを包含した情報基盤システムの共同利用体制を整備し、セキュリティに優れた情報環境を提供する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設マネジメントの執行体制を確立する上で必要となる具体的措置

239) 全学的な視点に立った施設マネジメントを行うために施設管理担当の室を置く。

240) 従来の建物の新增築を主とした体制から施設マネジメントを総合的に行える事務組織体制への見直しを行う。

241) 学外からの登用も含め施設マネジメントに必要な人材の確保を図る。

(2) 施設設備の整備・利用状況等を調査点検し有効活用を図る上で必要となる具体的措置

242) 施設の利用状況、設備の整備状況等の点検・調査を実施し、その結果に基づいた効率的スペース運用を行う。

243) 新営整備、大型改修においては一定規模の共用の教育研究スペースを大学分として確保するとともに有効活用に向けたスペースの再配分を行う。

244) 講義室、セミナー室など共通性の高いスペースの有効活用を促進する。

245) 部局毎の占有エリアを含めて、全学的視点のもとにスペースの利用計画を策定する。

(3) 施設設備の機能保全・維持管理を実施する上で必要となる具体的措置

246) 施設の健全度調査を実施してプリメンテナンスを効果的に実施する。

247) 省エネルギー管理システムを導入し、エネルギー使用の効率化、合理化を図る。

(4) 教育研究等の質の向上に関する目標の達成に必要な施設設備の整備を図る上で必要となる具体的措置

248) 「国立大学等施設緊急整備5か年計画」をふまえて、整備が遅れている大学院施設の狭隘解消、老朽化した施設の改善整備等を緊急度を勘案しつつ重点的・計画的に実施する。

249) 教育研究環境の充実・改善に必要な建物の整備を図る。

- 250) 教育研究の充実・改善に必要な大型設備等の整備と効率的配置を行う。
- 251) 情報技術の進展に対応する学術情報基盤の整備を図る。
- 252) キャンパス環境の整備、安全と環境に配慮した施設等の整備、社会に開かれたキャンパスの整備を図る。
- 253) P F I 事業として「(石橋) 学生交流棟施設整備事業」及び「(吹田1) 研究棟改修(工学部) 施設整備等事業」を確実に推進する。

(5) 情報基盤の整備・活用に関する目標を達成するための措置

- 254) 情報ネットワーク基盤及び遠隔講義システムの整備を進め、またそれらの全学的な運用体制を整備する。
- 255) 著作権に基づいたソフトウェアやデジタル・コンテンツの積極的活用を図る。
- 256) 大阪大学の教育研究活動によって創出された学術成果、情報資産及び知的財産の社会への情報発信体制を整備し、それらの活用を図る。
- 257) 大阪大学の情報資産を不正アクセス等から保護するため、セキュリティに優れた情報環境を整備する。
- 258) 情報セキュリティに関する啓発活動を実施する。

2 安全・衛生管理に関する目標

研究重点型大学として発展するため、環境保全に努めるとともに、教育・研究等における安全管理・衛生管理については、教職員及び学生の意識の向上を図りつつ、安全管理・衛生管理システムの構築・整備に努める。

2 安全・衛生管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・衛生管理・事故防止に関する具体的方策

環境保全体制に関する計画

- 259) 全学委員会を設置して環境保全に係る施策を企画・立案・実施するとともに、環境管理体制を整備する。また、環境保全に資する製品の使用を促進するとともに、環境問題や環境保全への大学の取り組みを積極的に情報公開する。

環境汚染物質対策

- 260) P R T R 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年七月十三日法律第八十六号))に基づく、指定化学物質の排出量、移動量を把握・管理する「薬品集中管理システム」を充実させ、環境汚染物質の排出を防ぐ管理体制を整備する。

危険物等の安全管理体制の整備

- 261) 危険薬品、高圧ガス、放射性同位元素、放射線発生装置等の取り扱いに際しては、関係する各種法規に沿った安全管理対策を実施する。さらに、安全管理の徹底と効率化を目指して保管量・使用量等を管理する全学的なシステムを導入する。
- 262) 動物実験、遺伝子操作実験、病原微生物を用いる実験等については、関係する各実験指針に則り、厳正な安全管理のもとに行う。
- 263) 周辺環境汚染の防止を徹底するため、実験廃棄物、実験系排水の処理のための体制を整備する。

衛生管理体制の整備

264) 各種健康診断を実施し、健康診断結果に対する事後処置を充実させるとともにその結果を踏まえた衛生教育を実施する。

265) 健康の保持・増進（栄養、運動、休養）及びこころの健康づくりに取り組むとともに、必要な組織作りと人材育成に努める。

緊急事故防止の対策と発生時の対処

266) 緊急連絡体制を構築してマニュアルを準備し、それらの周知徹底を図るとともに、安全講習会、防災訓練を定期的に行って教職員及び学生の意識の向上を図る。

(2) 学生等の安全・衛生確保等に関する具体的方策

環境保全教育に関する計画

267) 大学が実施する講習会や講演会等に、教職員、学生を積極的に参加させるとともに、部局が行う安全教育の際、環境保全教育も併せて実施する。部局は、環境保全に関するマニュアルを整備し、全職員・学生に配付する。

安全管理教育に関する計画

268) 部局には安全管理担当の委員会を設置し、新入生へのオリエンテーションや専門課程の実習の開始時期に安全教育を行うとともに「安全の手引き」を作成して配付する。

安全衛生教育に関する計画

269) 学生に対する安全衛生教育の実施のみならず、指導にあたる教職員の安全衛生に関する意識向上を図る。特に、教職員のメンタルヘルスへの理解を高める。

盗難や事故等の防止のための学内セキュリティ対策に係る具体的措置

270) 警備会社との契約や入退出管理システムの導入などを行って施設管理を強化する。

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

別紙1のとおり

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

133億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借入れする場合を想定。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

全身用磁気共鳴画像診断装置（設備）整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画
別紙2のとおり。

2 人事に関する計画

教員については、学問領域の多様化、学際化、専門化に対応するため、任期制、公募制などを活用して、教員の流動性と多様化を確保し、適材適所の原則をもってそれぞれの分野に配置する。

事務職員等については、公平透明な基準に基づく採用、研修機会の確保等による職員の能力、資質の向上、他大学等との計画的な人事交流による人材養成や組織の活性化などを図ることにより、人材の有効活用を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 275,421百万円
(退職手当を除く)

3 中期目標期間を超える債務負担
別紙3のとおり。

中期目標		中期計画	
別表（学部、研究科、附置研究所）		別表（収容定員）	
学部	文学部 人間科学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 基礎工学部	平成16年度	学部 文学部 660人 人間科学部 540人 法学部 740人 経済学部 900人 理学部 905人 医学部 1,260人 (うち医師養成に係る分野580人) 歯学部 380人 (うち歯科医師養成に係る分野380人) 薬学部 320人 工学部 3,290人 基礎工学部 1,685人
研究科	文学研究科 人間科学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学系研究科 歯学研究科 薬学研究科 工学研究科 基礎工学研究科 言語文化研究科 国際公共政策研究科 情報科学研究科 生命機能研究科 高等司法研究科	研究科	文学研究科 287人 (うち博士課程(前期)164人) (うち博士課程(後期)123人) 人間科学研究科 272人 (うち博士課程(前期)158人) (うち博士課程(後期)114人) 法学研究科 161人 (うち博士課程(前期)91人) (うち博士課程(後期)70人) 経済学研究科 225人 (うち博士課程(前期)147人) (うち博士課程(後期)78人) 理学研究科 894人 (うち博士課程(前期)516人) (うち博士課程(後期)378人) 医学系研究科 906人 (うち修士課程40人) (うち博士課程(前期)92人) (うち博士課程(後期)69人) (うち博士課程705人) 歯学研究科 220人 (うち博士課程220人)
附置研究所	微生物病研究所 産業科学研究所 たんばく質研究所 社会経済研究所 接合科学研究所		
	は、全国共同利用の機能を有する附置研究所		

		薬学研究科	236人 (うち博士課程(前期)140人) 博士課程(後期)96人)
		工学研究科	1,510人 (うち博士課程(前期)895人) 博士課程(後期)615人)
		基礎工学研究科	503人 (うち博士課程(前期)296人) 博士課程(後期)207人)
		言語文化研究科	63人 (うち博士課程(前期)36人) 博士課程(後期)27人)
		国際公共政策研究科	133人 (うち博士課程(前期)70人) 博士課程(後期)63人)
		情報科学研究科	347人 (うち博士課程(前期)218人) 博士課程(後期)129人)
		生命機能研究科	165人 (うち博士課程165人)
		高等司法研究科	100人 (うち法科大学院の課程100人)
平成 17 年度	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	720人
		経済学部	900人
		理学部	900人
		医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野580人)
		歯学部	380人 (うち歯科医師養成に係る分野380人)
		薬学部	320人
		工学部	3,280人
		基礎工学部	1,680人
	研究科	文学研究科	287人 (うち博士課程(前期)164人) 博士課程(後期)123人)
		人間科学研究科	272人

	(うち博士課程(前期) 158人) 博士課程(後期) 114人)
法学研究科	123人
	(うち博士課程(前期) 70人) 博士課程(後期) 53人)
経済学研究科	223人
	(うち博士課程(前期) 146人) 博士課程(後期) 77人)
理学研究科	894人
	(うち博士課程(前期) 516人) 博士課程(後期) 378人)
医学系研究科	889人
	(うち修士課程 40人) 博士課程(前期) 92人) 博士課程(後期) 69人) 博士課程 688人)
歯学研究科	220人
	(うち博士課程 220人)
薬学研究科	236人
	(うち博士課程(前期) 140人) 博士課程(後期) 96人)
工学研究科	1,535人
	(うち博士課程(前期) 920人) 博士課程(後期) 615人)
基礎工学研究科	506人
	(うち博士課程(前期) 296人) 博士課程(後期) 210人)
言語文化研究科	63人
	(うち博士課程(前期) 36人) 博士課程(後期) 27人)
国際公共政策研究科	133人
	(うち博士課程(前期) 70人) 博士課程(後期) 63人)
情報科学研究科	347人
	(うち博士課程(前期) 218人) 博士課程(後期) 129人)
生命機能研究科	220人
	(うち博士課程 220人)
高等司法研究科	200人
	(うち法科大学院の課程 200人)

平成 18 年度	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	710人
		経済学部	900人
		理学部	900人
		医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野580人)
		歯学部	380人 (うち歯科医師養成に係る分野380人)
	研究科	薬学部	320人
		工学部	3,280人
		基礎工学部	1,680人
		文学研究科	287人 (うち博士課程(前期)164人) 博士課程(後期)123人)
		人間科学研究科	272人 (うち博士課程(前期)158人) 博士課程(後期)114人)
		法学研究科	106人 (うち博士課程(前期)70人) 博士課程(後期)36人)
		経済学研究科	221人 (うち博士課程(前期)146人) 博士課程(後期)75人)
研究科	理学研究科	894人 (うち博士課程(前期)516人) 博士課程(後期)378人)	
	医学系研究科	889人 (うち修士課程40人) 博士課程(前期)92人 博士課程(後期)69人 博士課程688人)	
	歯学研究科	220人 (うち博士課程220人)	
	薬学研究科	236人 (うち博士課程(前期)140人) 博士課程(後期)96人)	
	工学研究科	1,535人	

		基礎工学研究科	(うち博士課程(前期) 920人) 博士課程(後期) 615人) 506人
		言語文化研究科	(うち博士課程(前期) 296人) 博士課程(後期) 210人) 63人
		国際公共政策研究科	(うち博士課程(前期) 36人) 博士課程(後期) 27人) 133人
		情報科学研究科	(うち博士課程(前期) 70人) 博士課程(後期) 63人) 347人
		生命機能研究科	(うち博士課程(前期) 218人) 博士課程(後期) 129人) 275人
		高等司法研究科	(うち博士課程 275人) 300人 (うち法科大学院の課程 300人)
平成 19 年度	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	700人
		経済学部	900人
		理学部	900人
		医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野 580人)
		歯学部	380人 (うち歯科医師養成に係る分野 380人)
		薬学部	320人
		工学部	3,280人
		基礎工学部	1,680人
	研究科	文学研究科	287人 (うち博士課程(前期) 164人) 博士課程(後期) 123人)
		人間科学研究科	272人 (うち博士課程(前期) 158人) 博士課程(後期) 114人)
		法学研究科	106人 (うち博士課程(前期) 70人)

		経済学研究科	(博士課程 (後期) 36人) 221人 (うち博士課程 (前期) 146人) (博士課程 (後期) 75人)
		理学研究科	894人 (うち博士課程 (前期) 516人) (博士課程 (後期) 378人)
		医学系研究科	889人 (うち修士課程 40人) (博士課程 (前期) 92人) (博士課程 (後期) 69人) (博士課程 688人)
		歯学研究科	220人 (うち博士課程 220人)
		薬学研究科	236人 (うち博士課程 (前期) 140人) (博士課程 (後期) 96人)
		工学研究科	1,535人 (うち博士課程 (前期) 920人) (博士課程 (後期) 615人)
		基礎工学研究科	506人 (うち博士課程 (前期) 296人) (博士課程 (後期) 210人)
		言語文化研究科	63人 (うち博士課程 (前期) 36人) (博士課程 (後期) 27人)
		国際公共政策研究科	133人 (うち博士課程 (前期) 70人) (博士課程 (後期) 63人)
		情報科学研究科	347人 (うち博士課程 (前期) 218人) (博士課程 (後期) 129人)
		生命機能研究科	275人 (うち博士課程 275人)
		高等司法研究科	300人 (うち法科大学院の課程 300人)
平成 20	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	700人

年度	経済学部	900人
	理学部	900人
	医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野580人)
	歯学部	380人 (うち歯科医師養成に係る分野380人)
	薬学部	320人
	工学部	3,280人
	基礎工学部	1,680人
研究科	文学研究科	287人 (うち博士課程(前期)164人) (博士課程(後期)123人)
	人間科学研究科	272人 (うち博士課程(前期)158人) (博士課程(後期)114人)
	法学研究科	106人 (うち博士課程(前期)70人) (博士課程(後期)36人)
	経済学研究科	221人 (うち博士課程(前期)146人) (博士課程(後期)75人)
	理学研究科	894人 (うち博士課程(前期)516人) (博士課程(後期)378人)
	医学系研究科	889人 (うち修士課程40人) (博士課程(前期)92人) (博士課程(後期)69人) (博士課程688人)
	歯学研究科	220人 (うち博士課程220人)
	薬学研究科	236人 (うち博士課程(前期)140人) (博士課程(後期)96人)
	工学研究科	1,535人 (うち博士課程(前期)920人) (博士課程(後期)615人)
	基礎工学研究科	506人 (うち博士課程(前期)296人)

		言語文化研究科	博士課程（後期）210人 63人 （うち博士課程（前期）36人）
		国際公共政策研究科	博士課程（後期）27人 133人 （うち博士課程（前期）70人）
		情報科学研究科	博士課程（後期）63人 347人 （うち博士課程（前期）218人）
		生命機能研究科	博士課程（後期）129人 275人 （うち博士課程 275人）
		高等司法研究科	300人 （うち法科大学院の課程 300人）
平成 21 年度	学部	文学部	660人
		人間科学部	540人
		法学部	700人
		経済学部	900人
		理学部	900人
		医学部	1,260人 （うち医師養成に係る分野580人）
		歯学部	380人 （うち歯科医師養成に係る分野380人）
		薬学部	320人
		工学部	3,280人
		基礎工学部	1,680人
	研究科	文学研究科	287人 （うち博士課程（前期）164人） 博士課程（後期）123人
		人間科学研究科	272人 （うち博士課程（前期）158人） 博士課程（後期）114人
		法学研究科	106人 （うち博士課程（前期）70人） 博士課程（後期）36人
		経済学研究科	221人 （うち博士課程（前期）146人） 博士課程（後期）75人

理学研究科	894人 (うち博士課程(前期)516人) 博士課程(後期)378人)
医学系研究科	889人 (うち修士課程40人) 博士課程(前期)92人 博士課程(後期)69人 博士課程688人)
歯学研究科	220人 (うち博士課程220人)
薬学研究科	236人 (うち博士課程(前期)140人) 博士課程(後期)96人)
工学研究科	1,535人 (うち博士課程(前期)920人) 博士課程(後期)615人)
基礎工学研究科	506人 (うち博士課程(前期)296人) 博士課程(後期)210人)
言語文化研究科	63人 (うち博士課程(前期)36人) 博士課程(後期)27人)
国際公共政策研究科	133人 (うち博士課程(前期)70人) 博士課程(後期)63人)
情報科学研究科	347人 (うち博士課程(前期)218人) 博士課程(後期)129人)
生命機能研究科	275人 (うち博士課程275人)
高等司法研究科	300人 (うち法科大学院の課程300人)

予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	300,802
施設整備費補助金	2,349
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	15,479
国立大学財務・経営センター施設費交付金	1,492
自己収入	210,352
授業料及入学金検定料収入	68,597
附属病院収入	139,793
財産処分収入	0
雑収入	1,962
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	71,328
長期借入金収入	488
計	602,290
支出	
業務費	474,161
教育研究経費	292,610
診療経費	125,401
一般管理費	56,150
施設整備費	4,329
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	71,328
長期借入金償還金	52,472
計	602,290

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 275,421百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積もりについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金算定ルール]

別添1のとおり。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、16年度収入見込額を基に別添運営費交付金算定ルールにより試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、16年度支出見込額を基に別添運営費交付金算定ルールにより試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

国立大学法人の運営費交付金算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y - 1)$ は直前の事業年度における $L(y)$

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における

$D(y)$ 、 $(D(x))$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$

$(D(x))$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

$F(y - 1)$ は直前の事業年度における $F(y)$

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$

「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$

「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。

$E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。

$E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。
平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。
平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：附属病院収入。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

運営費交付金 = A(y) + B(y) + C(y)

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$
(2) $E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$
(3) $F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$
(4) $G(y) = G(y)$
(5) $H(y) = H(y)$

.....

D(y)：学部・大学院教育研究経費（、）附属学校教育研究経費（、）を対象。

E(y)：教育研究診療経費（）附置研究所経費（）附属施設等経費（）を対象。

F(y)：教育等施設基盤経費（）を対象。

G(y)：特別教育研究経費（）を対象。

H(y)：入学料収入（）授業料収入（）その他収入（）を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$
(2) $J(y) = J(y-1) + K(y)$
[$K(y) = J'(y) \times (\text{係数}) - J'(y)$]

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y): 一般診療経費 () 債務償還経費 () 附属病院特殊要因経費 () を対象。
J (y): 附属病院収入 () を対象。(J '(y)) は、平成16年度附属病院収入予算額。
K (y) は、「経営改善額」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L (y) : 一般管理費 () を対象。

M (y) : 特殊要因経費 () を対象。

【 諸 係 数 】

(アルファ) : 効率化係数。 1%とする。

(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

(ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当額程度の収支改善を求めるための係数。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	568,054
業務費	500,456
教育研究経費	67,177
診療経費	75,026
受託研究経費	53,050
役員人件費	1,136
教員人件費	191,254
職員人件費	112,813
一般管理費	10,454
財務費用	11,462
雑損	0
減価償却費	45,682
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	589,087
運営費交付金	267,730
授業料収益	57,425
入学金収益	9,089
検定料収益	2,083
附属病院収益	139,793
受託研究等収益	53,050
寄付金収益	16,766
財務収益	5
雑損	1,962
資産見返運営費交付金等戻入	16,022
資産見返寄付金戻入	736
資産見返物品受贈額戻入	24,426
臨時収益	0
純利益	21,033
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究費収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	610,719
業務活動により支出	510,908
投資活動による支出	38,910
財務活動による支出	52,472
次期中期目標期間への繰越金	8,429
資金収入	610,719
業務活動による収入	582,482
運営費交付金による収入	300,802
授業料及入学検定料による収入	68,597
附属病院収入	139,793
受託研究等収入	53,050
寄附金収入	18,274
その他の収入	1,966
投資活動による収入	19,320
施設費による収入	19,320
その他の収入	0
財務活動による収入	488
前期中期目標期間よりの繰越金	8,429

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額8,429百万円を含む。

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・吹田1団地総合研究棟	総額 4,329	施設整備費補助金 (2,349)
・石橋団地研究棟改修		船舶建造費補助金 (0)
・小規模改修		長期借入金 (488)
・全身用磁気共鳴画像診断装置		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (1,492)
・学生交流棟施設整備等事業(PFI)		

(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等などが追加されることもある。

(注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)

学生交流棟施設整備等事業

・事業総額：1,369,192 千円

・事業期間：平成15～29年度(15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
	施設整備 費補助金	0	45	47	49	50	52	243	494
運営費 交付金	0	60	58	56	55	53	281	350	632

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	長期 借入金 償還金	3,769	3,773	3,828	3,828	3,828	3,828	22,854	24,842